

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	町田市 母子及び父子福祉資金貸付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

町田市は母子及び父子福祉資金貸付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

町田市情報セキュリティポリシー

1 目的

町田市情報セキュリティポリシーは、様々な脅威に対する抑止、防止、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針であり、情報セキュリティを実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めることによって、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持し、市民からの継続的な信頼を獲得することを目的とする。

評価実施機関名

町田市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子及び父子福祉資金貸付事務
②事務の概要	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の規定に従い、東京都母子及び父子・女性福祉資金の貸付・償還事務(市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例による範囲)において、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 東京都母子及び父子・女性福祉資金貸付事務 都内に6ヶ月以上居住している配偶者のない女子で、現に児童(20歳未満)を扶養している者に対し「母子及び父子ならびに寡婦福祉法」による限度額の範囲内で「母子及び父子ならびに寡婦福祉法施行令」に規定されている12種類の資金について貸付を行う。</p> <p>2 東京都母子及び父子・女性福祉資金償還事務 償還された資金に対する収納・還付・充当等の管理及び滞納者(借受人、連帯借受人、連帯保証人等)に対する滞納情報の管理を行う。</p>
③システムの名称	・福祉システム ・中間サーバー ・宛名システム兼連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子及び父子福祉資金貸付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)別表63の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第34条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務が含まれる項 (88の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第34条 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報の欄に母子及び父子並びに寡婦福祉法が含まれる項 (42,125の項) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第44条一のり、第127条一のり
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども生活部 子ども家庭支援課
②所属長の役職名	子ども生活部子ども家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:総務部 法務課 電話:042-724-8407 FAX:050-3085-3142
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号194-8520 東京都町田市森野2-2-22 担当課:子ども生活部 子ども家庭支援課 電話:042-724-4419 FAX:050-3101-9631
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<div style="text-align:right"><選択肢></div> <div style="text-align:right">1) 1,000人未満(任意実施)</div> <div style="text-align:right">2) 1,000人以上1万人未満</div> <div style="text-align:right">3) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align:right">4) 10万人以上30万人未満</div> <div style="text-align:right">5) 30万人以上</div>
いつ時点の計数か	令和7年2月25日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="text-align:right"><選択肢></div> <div style="text-align:right">1) 500人以上 2) 500人未満</div>
いつ時点の計数か	令和7年2月25日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="text-align:right"><選択肢></div> <div style="text-align:right">1) 発生あり 2) 発生なし</div>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	町田市情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	町田市情報セキュリティ対策基準に基づき、特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスにおける全ての局面ごとに、リスクへの対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月31日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠		番号法別表第1の事務について、別表第1の項の番号に加え、主務省令の名称及び条項を追記。	事後	
平成29年1月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第7号に基づく情報連携について、別表第2の項の番号に加え、主務省令の名称及び条項まで追記。	事後	
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	田村 裕	子ども生活部子ども家庭支援センター長	事後	
平成31年2月28日	IV リスク対策		追加	事後	
令和2年9月30日	評価書名	町田市 母子福祉資金貸付事務 基礎項目評価書	町田市 母子及び父子福祉資金貸付事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年9月30日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	母子福祉資金	母子及び父子福祉資金	事後	
令和2年9月30日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	母子福祉資金	母子及び父子福祉資金	事後	
令和2年9月30日	特定個人情報ファイル名	母子福祉資金	母子及び父子福祉資金	事後	
令和2年9月30日	II 1対象人数 いつ時点の計 数か	平成31年1月31日時点	令和1年11月21日時点	事後	
令和2年9月30日	II 2取扱者数 いつ時点の計 数か	平成31年1月31日時点	令和1年11月21日時点	事後	
令和4年3月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2	事後	
令和7年2月21日	表紙 特記事項	町田市個人情報保護条例	削除	事後	
令和7年2月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条(利用範囲)別表第1の43項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第34条	番号法第9条第1項(利用範囲)別表63の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令 第34条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務が含まれる項(63の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第34条 ・別表第2における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報の欄に母子及び父子並びに寡婦福祉法が含まれる項(26,87の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条一のト、第44条一のト	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、事務の内容に母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務が含まれる項(88の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第34条 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、特定個人情報の欄に母子及び父子並びに寡婦福祉法が含まれる項(42,125の項) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第44条一のり、第127条一のり	事後	
令和7年2月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ課名	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援課	事後	
令和7年2月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数、2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月21日時点	令和7年2月25日時点	事後	
令和7年2月21日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加	事後	